

大分県食品ロス削減推進計画（素案）

大 分 県

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2

第2章 大分県における食品ロスの現状と課題

1 大分県における食品ロスの発生状況	3
(1)家庭系食品ロス	3
(2)事業系食品ロス	4
2 大分県における食品ロスの発生抑制の課題	4

第3章 計画の基本的な考え方及び推進施策

1 基本的な考え方	5
2 推進施策	5
(1)推進体制の整備	5
(2)発生抑制の推進	6
(3)再生利用の推進	10

第4章 各主体の役割と行動

1 消費者の役割と行動	11
2 事業者の役割と行動	11
(1)農林水産業・製造業	11
(2)卸売業	12
(3)小売業	12
(4)外食事業者	13
3 消費者団体、NPO 等の役割と行動	13
4 行政の役割と行動	14
(1)県の役割と行動	14
(2)市町村の役割と行動	14

第5章 計画の推進

1 計画の目標設定	14
2 計画の進行管理	15

参考資料

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要	16
用語解説	17
食品ロス削減に関するお問合せ先	18

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品のことを「食品ロス」と言います。食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、様々な形で発生しています。

食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく持続可能な開発目標（SDGs）でも「目標12 持続可能な生産消費形態を確保する」に「12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」また、「12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」として位置付けられるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっています。世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、国内では日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生しており、環境にも悪い影響を与えています。とりわけ、我が国は大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存しており、真摯に取り組むべき課題です。

また、一般廃棄物を処理するために全国で年間約2兆円の費用がかかっており、食品ロスの削減は、家計の負担や市町村の財政支出の軽減やCO2排出量の削減による気候変動の抑制にもつながります。

<日本>

食料を海外からの輸入に大きく依存

- ・食料自給率（カロリーベース）は**37%**
（農林水産省「食料需給表（平成30年度）」）



廃棄物の処理に多額のコストを投入

- ・市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する経費は**約2兆円/年**
（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」）

食料の家計負担は大きい

- ・食料が消費支出の**1/4**を占めている
（総務省「家計調査（平成30年）」）

深刻な子どもの貧困

- ・子どもの貧困は、**7人に1人**と依然として高水準
（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」）

<世界>



世界の食料廃棄の状況

- ・食料廃棄量は年間**約13億トン**
- ・人の消費のために生産された食料のおよそ**1/3**を廃棄
（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）

世界の人口は急増

- ・2017年は約76億人、2050年では**約98億人**
（国連「World Population Prospects The 2017 Revision(June 2017)」）

深刻な飢えや栄養不良

- ・飢えや栄養で苦しんでいる人々は**約8億人**
- ・5歳未満の発育阻害は**約1.5億人**
（国連食糧農業機関（FAO）「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD（2018）」）

SDGsの重要な柱

- ・国連の持続可能な開発のための2030アジェンダで言及
- ・G7 農業大臣会合及び環境大臣会合（2016年）で、各国が協議し、積極的に取り組んでいくことで合意

出展：消費者庁食品ロス削減関係参考資料（令和2年6月23日版）

国の平成29年度の推計では、年間612万トンの食品ロスが発生しています。このうち、事業系（食品関連事業者から排出されるもの）が328万トンと約54%を占め、家庭系が284万トンと約46%となっています。

日本の食品ロスの状況（平成29年度）



このような状況を受け、国は、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、食品ロス削減推進法）を制定し、10月に法律が施行されました。

こうした状況を踏まえ、本県においても、食品ロスの削減に向け、食品の生産、消費の過程で大量に廃棄されている食品廃棄物の発生抑制に資する施策や取組を定め、県民生活や事業活動等において食品ロスの削減を図るため、「大分県食品ロス削減計画」を策定し、消費者、事業者、NPO等の関係団体、行政等が連携・協働して取組を進めていきます。

2 計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、都道府県が国の基本方針を踏まえて策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（都道府県食品ロス削減推進計画）として位置づけます。

また、この計画は、第4期大分県食育推進計画及び第5次大分県廃棄物処理計画、第3次大分県環境基本計画との調和を図ります。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

なお、計画の期間中に社会情勢の変化や食品ロス削減推進法などの関係法令や制度の改正等が行われ、計画の改正の必要がある場合には、必要な見直しを行います。

第2章 大分県における食品ロスの現状と課題

1 大分県における食品ロスの発生状況

国による各都道府県別の食品ロス量についての数値が示されていないため、国の推計方法を参考に県独自で最新の平成29年度について、県内の食品ロス量の推計を行いました。

その結果、県内の食品ロス量は、平成29年度推計で、家庭系食品ロス量が26,818トン、事業系食品ロス量が24,119トン、合計50,937トンでした。これを県民一人当たりで換算すると、年間45.2kgとなり、一日当たりでは124.0gの食品ロスが生じていることになります。

国の推計では、事業系食品ロス量(53.6%)が家庭系食品ロス量(46.4%)を上回っていますが、県内の推計では、逆に家庭系食品ロス量(52.6%)が事業系食品ロス量(47.4%)を上回る結果となりました。

【平成29年度推計結果】

【大分県】

県内の食品ロス量		
合計	50,937	t
(内訳)		割合
家庭系	26,818	t 52.6%
事業系	24,119	t 47.4%

(比較参考:日本国内)

国内の食品ロス量		
合計	612	万t
(内訳)		割合
家庭系	284	万t 46.4%
事業系	328	万t 53.6%

県民一人当たり (約113万人)		
年	45.2	kg
日	124.0	g

国民一人当たり (目安の数値)		
年	48.0	kg
日	132.0	g

(1) 家庭系食品ロス

国の推計によれば、家庭系食品ロスの内訳は、食べ残し、直接廃棄(手つかず食品)過剰除去(調理くず)の順となっています。

原因としては、購入したことを忘れていたり、買物の前に冷蔵庫の中を確認していなかったため、同じ物をまた買ってしまうことなどにより賞味・消費期限切れ等の手付かず食品が生じてしまっていることが考えられます。これらを防ぐため、計画的で賢い消費行動や冷蔵庫を中心に家庭内での食品の在庫管理をしっかりと行うよう啓発していく必要があると考えられます。

家庭系食品ロス量の推計の元になる数値は、市町村による家庭系収集ごみ量であるため、削減に向けては、各家庭から出るごみの量を減らすことが有効です。



食べ残し

食卓にのぼった食品で、
食べ切れずに廃棄されたもの



直接廃棄

賞味期限切れ等により使用・
提供されず、手つかずのまま
廃棄されたもの



過剰除去

大きく切り取られた野菜のへたなど、
不可食部分を除去する際に過剰
に除去されたもの

(2) 事業系食品ロス

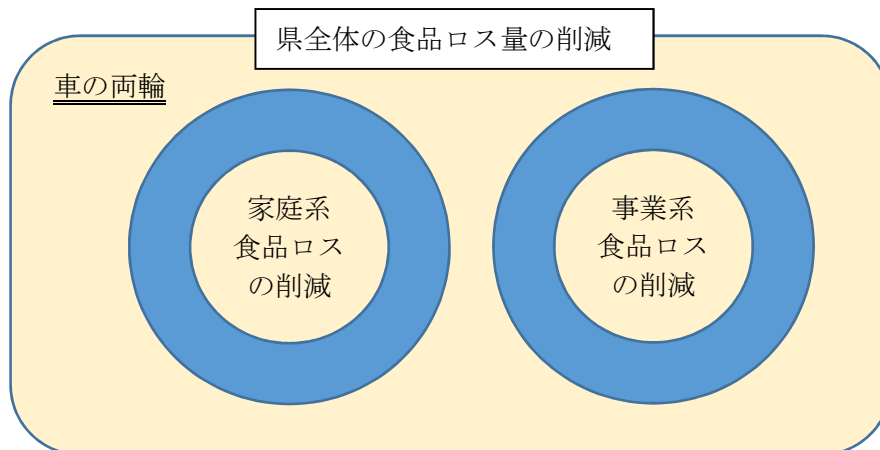
事業系食品ロス量を産業大分類別に見ると、食品製造業が9,855トン(40.9%)、食品卸売業が379トン(1.6%)、食品小売業が4,946トン(20.5%)、外食産業が8,938トン(37.1%)となっています。食品製造業と外食産業で全体の78%を占めており、この業種で重点的な取組を行うことが効果的です。

2 大分県における食品ロスの発生抑制の課題

県内の食品ロス量を削減するためには、家庭系と事業系を車の両輪として取り組む必要があります。

各家庭での食品ロスの発生を抑制するため、県民の意識啓発を推進し、食材の使い切り、食べきり、家庭内での食品の在庫管理をしっかり行うなどの取組を行う必要があります。

また、事業者からの食品の発生を抑制するため、30・10運動の推進や持ち帰り容器の利用促進、正確な消費予測に基づく製造などに取り組む必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方及び推進施策

1 基本的な考え方

持続可能な循環型社会の実現に向け、私たち一人ひとりが自分のこととして意識や行動を変えていくとともに、消費者、事業者、関係団体、行政等が協働し、食品ロスの削減につながる取組を進めていきます。

2 推進施策

(1) 推進体制の整備

① 多様な主体が連携した県民総参加の食品ロス削減運動の展開

食品ロスの削減を推進するため、「大分県食品ロス削減推進協議会」を中心に、消費者、事業者、関係団体、行政等がそれぞれの立場で創意工夫し、食品ロス削減に向けた気運の醸成や削減対策に取り組むとともに、互いに情報共有を図り、連携・協働し県民総参加の食品ロス削減運動を推進します。

なお、推進にあたっては、関係法令に基づき策定されている大分県廃棄物処理計画及び大分県食育推進計画等、食品ロス削減に関連する各種計画との調和を図ります。



② 実態把握のための調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施

定期的な県内の食品ロスの発生状況に関する実態把握調査やアンケート等の実施により現状把握に努めます。また、調査結果を基に、より効果的な削減対策を検討し、推進します。

・事業者と行政が連携し、食品の賞味期限の延長に向けた研究など、効果的な食品ロス削減方法調査研究を支援します。

【事例紹介】消費者の意識調査

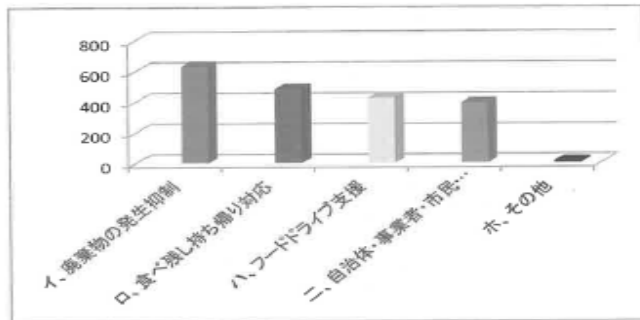
○大分県生活学校運動推進協議会では、令和2年7月にプラスチックごみ削減・食品ロス削減に関する意識調査を実施。

調査内容（抜粋）

（3）食品ロス削減について

設問1 食品ロス削減の普及についてお尋ねします。（〇はいくつでも）

		30代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計	
イ 食品リサイクル法を 強化し廃棄物の発生抑制	男	11	10	20	21	26	36	124	32%
	女	26	38	65	74	113	193	509	
ロ 外食時の食べ残し持ち 帰りができる対応を進める	男	15	13	25	12	25	21	111	25%
	女	22	30	53	59	76	135	375	
ハ フードドライブを進め 子ども食堂支援する	男	8	9	16	27	17	15	92	22%
	女	13	16	45	65	74	123	336	
ニ 削減目標設定し自治体 事業者、市民による連携	男	11	13	11	20	14	29	98	20%
	女	16	18	35	61	59	107	296	
ホ その他 (あれば具体的に)	男	0	1	2	0	0	0	3	1%
	女	0	1	4	3	1	2	11	
合計		122	149	276	342	405	661	1,955	



ホ、その他の意見

- ・ 余分には買わない、余分に注文しない、余分に作らないの徹底 5
- ・ 賞味期限が切れる前に無駄なく購入できるシステム作り 1
- ・ 一人ひとりの意識改革を。 1

③ 先進的な取組事例等の情報収集・発信・表彰

県のホームページやFacebookなど各種の広報媒体を活用し、県内の食品ロス削減の取組に関する先進的な事例等を一元的に集約し発信することで、食品ロス削減に関する意識啓発を図ります。

また、食品ロスの削減に関して顕著な功績がある者に対する表彰を行い、食品ロス削減の気運醸成を図ります。

（2）発生抑制の推進

① 消費者、事業者等に対する普及啓発

食品ロスの削減を推進するためには、食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性を理解し、「他人事」ではなく「我が事」として行動することが重要です。そこで、行政やNPO等の関係団体により消費者・事業者等に対する幅広い知識の普及・啓発を行い、食品ロスについて考える機会を創出し、県民一人ひとりが自分にできることを実践できるような取組を促します。

(具体的な取組)

- ・10月の食品ロス削減月間を中心に、食品ロスの削減をテーマにしたイベントの開催や研修会等の開催、うつくし感謝祭の場などを活用し、消費者や事業者が食品ロスの削減について考える機会を創出します。
- ・環境教育アドバイザーの派遣や食品ロスの削減に関する啓発用品の作成・配布、ホームページやSNSを活用し、子どもやその親を中心とした若い世代に対して重点的な普及啓発を行います。
- ・食品の期限表示である「消費期限」と「賞味期限」の違いを普及啓発することにより、賞味期限直後の廃棄を減らすとともに、消費・賞味期限前食品の購入を促すキャンペーンの実施などにより小売店での期限間近の商品の購入を促します。
- ・食育との連携により、食べ物に対する敬意・感謝の気持ちを育成し、食品ロスの発生を減らす食生活を推進します。
- ・食品ロス削減の優良事例について普及啓発を図り、取組の拡大を図ります。

食品の期限表示（賞味期限・消費期限）の理解の促進

	意味	表示がされている食品の例
賞味期限	おいしく食べることができる期限(best-before) 定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。	菓子、カップめん、缶詰
消費期限	過ぎたら食べない方がよい期限(use-by date) 定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質（状態）の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。	弁当、サンドイッチ、惣菜

<表示例>

名称	いちごジャム
原材料名	いちご、砂糖、・・・
添加物	増粘多糖類、・・・
内容量	400g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光を避け、常温で保存
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区△△

賞味期限 2021.10.31

<消費期限と賞味期限のイメージ>



39

出展：消費者庁食品ロス削減関係参考資料（令和2年6月23日版）

② 家庭における食品ロスの削減

食品ロス削減の必要性についてきちんと理解したうえで、削減に向けた取組を家庭において気軽に取り組めるよう行動を促進します。

(具体的な取組)

- ・消費者に対し、「冷蔵庫スッキリ大作戦」や使い切り運動の実施により家庭内食品の在庫管理や食品ロスを防止する効果的な買い物の実践を呼びかけるなど、手つかずの食品の削減を推進します。
- ・食材の無駄をなるべく出さない調理方法や食材を長持ちさせる保存方法の普及啓発など食材の有効活用を促進するとともに、「買い物」「調理」「片付け」の一連の流れを通して環境に優しいエコクッキングの取組を促進します。

- ・家族や自分自身の食事の適正量を考慮した調理を呼びかけるなど、食べ残しの削減を推進します。
- ・災害に備え備蓄していた食材が食品ロスに繋がらないようにローリングストック法「備える。食べる。買い足す。」の活用を促進します。

10月30日 冷蔵庫スッカリ大作戦

食品名	期限	食品名	期限
牛乳・プリン	10/14		
たまご	10/15		
豚肉	10/12		
にんじん	10/14		
食パン	10/11		
マヨネーズ	12/31		
ワサビ(チューブ)	3/20		

メモ ★廃棄したもの: 牛乳(1/4), ドレッシング(1/5), りんご(1個)
★全刃に買うもの: お豆腐

③ 食品の流通段階での食品ロスの削減

食品の流通段階における食品ロスの発生は、個々の事業者の取組では解決が難しいため、消費者の理解を得た上で、食品の一次生産から販売に至までの食品供給の全体として解決を図ることが必要となることから、消費者、事業者、行政が連携し、協働して削減の取組を推進します。

(具体的な取組)

- ・食品流通段階での納品期限や販売期限に関するいわゆる「1/3ルール」などの商慣習は、食品ロス発生の大きな要因とされていることから、サプライチェーンでのルール見直しを促します。
- ・事業者と行政が連携し、消費者に対してすぐに食べる食品は期限が近いものから購入するよう呼びかける消費・賞味期限前食品の購入を促すキャンペーンの実施などにより、消費者の消費・賞味期限が間近な商品の優先購入を促進します。



出展：農林水産省啓発資料

- ・30・10運動の実施や消費者が量を調節・選択できるメニュー（レディースメニューやシニア向けメニュー、ハーフサイズメニューなど）の導入促進や、衛生面

に留意した利用客の自己責任での持ち帰り容器の利用促進等により、飲食店における宴会・外食時の食べ残しの削減を推進します。

・各事業者の食品ロス削減に寄与する取組を支援し、食品ロスの削減を推進します。

【事例紹介】おおいたうつくし推進隊の取組

○JR 別府駅高架下の4店舗で、おおいたうつくし推進隊である「おかずやエール」を中心に食品ロス削減を呼びかける啓発活動を実施



※ (持ち帰り容器利用にあたっての注意点)

飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項

消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省

H29.5.16 公表資料抜粋

- ・提供後すぐの状態と比較し、食中毒リスクがたかまるため、食べ残し料理を持ち帰る場合は、食中毒リスクを十分に理解した上で、**自己責任の範囲**で行いましょう。

(ア) 消費者の方へ

- ・持ち帰りは、刺身などの生ものや半生など加熱が不十分なものは避け、帰宅後に加熱が可能なものにし、食べきれぬ量を考えて行いましょう。
- ・料理は温かい所に置かないようにしましょう。
- ・帰宅までに時間がかかる場合は、持ち帰りはやめましょう。
- ・持ち帰った料理は帰宅後できるだけ速やかに食べるようにしましょう。
- ・中心部まで十分に再加熱してから食べましょう。
- ・少しでも怪しいと思ったら、口に入れるのはやめましょう。

(イ) 飲食店の方へ

- ・持ち帰りの希望者には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明しましょう。
- ・持ち帰りには十分に加熱された食品を提供し、生ものや半生など加熱が不十分な料理は、希望者からの要望があっても応じないようにしましょう。
- ・清潔な容器に、清潔な箸などを使って入れましょう。
- ・外気温が高い時は、持ち帰りを休止するか、保冷剤を提供しましょう。

④ 未利用食品等の有効活用

事業者等から発生する余剰在庫や納品・販売期限切れなどの食品をフードバンクなどに寄付するフードドライブ活動の取組を促進するなど、未利用食品等の有効活用を推進します。

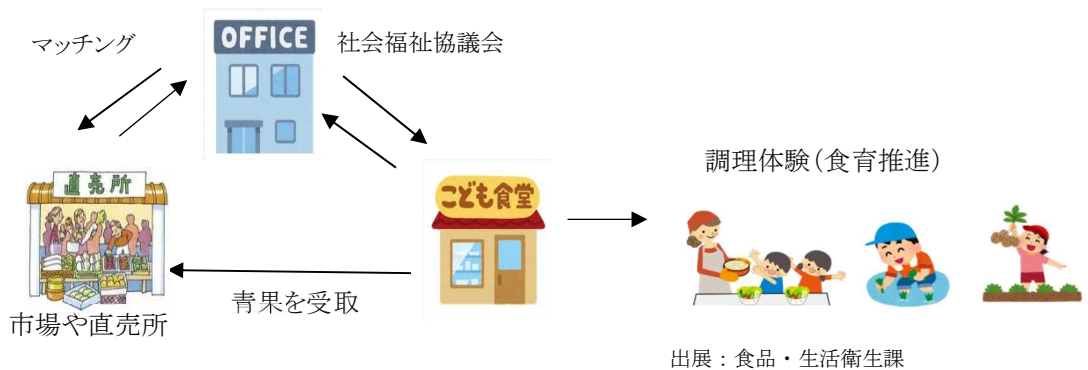
(具体的な取組)

- ・フードバンク活動やフードドライブ、こども食堂等の実施主体と連携し、事業者等から発生する余剰在庫や納品・販売期限切れなどの食品、家庭で余っている食品を無償で提供するなど、未利用食品等の有効活用を促進します。
- ・賞味期限切れ前の災害備蓄食料について、防災教育を目的とした小中学校への配布や防災訓練時での活用、フードバンク活動等への寄付など、有効活用を図ります。

【事例紹介】 フードバンクおおいたの事業の流れ



【事例紹介】 こども食堂への食品の提供



(3) 再生利用の推進

やむを得ず発生する食品廃棄物については、食品リサイクルループの構築や、熱エネルギーとして回収・利用するサーマルリサイクルの推進などに取り組みます。

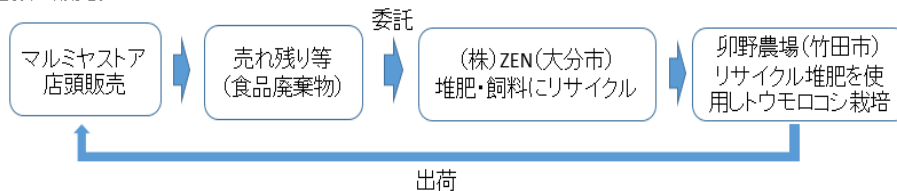
(具体的な取組)

- ・畜産業と食品産業の連携を図るとともに、エコフィードの生産・利用の推進に向けた取組を支援するなど、主に製造段階において発生する副産物など食品循環資源の有効活用を推進します。
- ・食品事業者から廃棄される食品廃棄物については、再生利用業者や農林漁業者と連携し、食品リサイクルループの構築を推進します。

【事例紹介】 マルミヤストア（佐伯市）の取組

食品リサイクルループの取組

・マルミヤストア（佐伯市）では、店舗で発生した食品廃棄物を肥料化し、その堆肥を使って栽培したトウモロコシを再び店頭で販売。



第4章 各主体の役割と行動

1 消費者の役割と行動

消費者は、食品ロス削減の重要性を理解するとともに、改めて食べ物に対する敬意・感謝の気持ちを持ち、自らの行動が社会や環境に与えることを自覚して、便利さを追求するのではなく、家庭、職場、外出先など日常のあらゆる場面において食品ロス削減につながるあらゆる取組を実践することとします。

(例) 買い物の時は、すぐ使う物は手前から



出展：環境省啓発資料

また、食品ロス削減に関する県や市町村の施策に協力するとともに、商慣習の見直しなど事業者の取組を理解し、過剰な鮮度志向の見直しや期限間近の商品の優先購入など、消費者として自分にできることを実践していくことで事業者が食品ロス削減に取り組みやすい環境をつくることとします。

2 事業者の役割と行動

事業者は、食品リサイクル法に基づき食品ロスの削減や食品リサイクルを推進し、自らの事業活動において、食品ロス削減につながる取組を推進することとし、食品ロス削減の重要性について理解を深め、社員等への啓発や職場でのフードドライブの取組など未利用食品の活用にも取り組みます。また、県や市町村等が実施する食品ロス削減に関する施策に積極的に協力するとともに、消費者と連携協力して社会全体で食品ロスの削減が推進されるよう努めるものとします。

また、やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用、エネルギーの回収利用などの再生利用を推進することとします。

(1) 農林水産業・製造業

農林水産業者は、規格外農林水産物の加工品への利用など、生産段階で発生する食

品ロスの削減を推進することとします。

また、製造業者は、食品製造過程における原材料ロスの削減、取引業者と販売計画等の情報共有を図るなど需要予測の精度向上による余剰在庫の削減、印字ミスや異物混入老の製造ミスによる廃棄の削減等を推進することとします。

併せて、プラスチック資源の循環推進を考慮した容器・包装資材の開発等による消費・賞味期限の延長に努めるとともに、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)を推進することとします。また、消費者に対して、消費期限や賞味期限の設定方法等について情報開示するなど、食品の安全面に対する信頼性の向上に努めます。

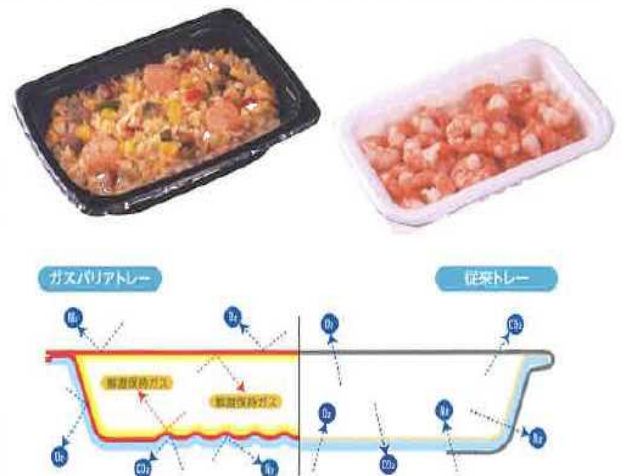
なお、規格外品や返品・過剰在庫などの余剰食品等は、フードバンク活動やこども食堂の実施主体に無償で提供するなど、未利用食品の有効活用に積極的に努めることとします。

【事例紹介】中央化学(株)の取組(鮮度を保つ容器の開発)

EverValue

鮮度保持機能で消費期限を延ばし 食品ロスを削減

ガスバリア容器は、鮮度保持ガスを容器内に密閉し、食品の酸化・雑菌の繁殖を抑制することにより、従来品よりも鮮度を保持できる容器です。魚や肉、野菜などの消費期限を延ばし、食品ロスの削減に貢献します。また人手不足に対応する製造・販売オペレーションの効率化にもつながる機能を持った容器です。



ここに貢献 食品ロス削減推進法(政府方針)
2030年までにサプライチェーン全体において2000年度対比で食料の廃棄を半減

出展：中央化学株式会社概要

(2) 卸売業

取引業者と販売計画等の情報共有を図るなど需要予測精度の向上に努めるとともに、配送時の破損等による廃棄を減らすための取組を推進することとします。

なお、小売店への納品期限切れとなった食品や輸送過程で発生した中身に問題のない外装等の破損品等は、フードバンク活動等やこども食堂等の実施主体に無償で提供するなど、未利用食品の有効活用に積極的に努めることとします。

(3) 小売業

取引業者間の販売計画等の情報共有による需要予測精度の向上や季節商品の予約販売等による需要に応じた販売など、商品の売り切りに努めるとともに、小容量販売・バラ売りの導入など消費者が購入量を調節・選択可能な方法を導入することとします。

また、商品の納品期限の緩和や販売期限を賞味期限の範囲内で延長し、極力賞味期限ギリギリまで販売するなど、食品ロス削減のための商慣習の見直しに積極的に努めることとします。

なお、賞味期限前に売り場から撤去した販売期限切れの食品等は、フードバンク活動やこども食堂等の実施主体に無償で提供するなど、積極的に未利用食品の有効活用を図るように努めることとします。

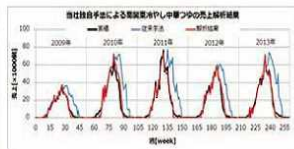
【事例紹介】（一社）日本気象協会の取組

気象データを活用した商品需要予測サービスで食品ロス削減のサポート

日本気象協会では、天気予報で培った最先端の解析技術で商品の需要予測を行い、食品メーカーでの生産量の調整や小売店での仕入れの見込みをサポートし、食品ロスを削減する取組を実施。

□ 2017年に「商品需要予測事業」を開始

気温の変動や季節により異なる、人間の暑さへの感じ方を表した「体感気温」を、SNSの気温に関する「つぶやき」データを基に数式化して精度の高い需要予測を実施。その結果、寄せ豆腐で約30%、冷やし中華つゆで約20%の食品ロス削減を実現。



□ 小売業向けの商品需要予測サービス「売りドキ！予報」の展開

商品の売れ時を事前に把握し、商品の製造量や仕入れ量を調整することにより、食品廃棄を防ぎ地球環境の保全にも貢献。



地域選択により、地域ごとの需要予測を確認できる。暖かい時期は炒め物用野菜の需要が伸びることなど実績データベースを基に解析。仕入れなどの参考にできる。

□ 気象データを活用してサプライチェーンの食品ロス削減の強化

気象データを活用した需要予測の情報をメーカーと小売業者に共有し、従来の「見込み生産（小売業者からの発注量を予測してメーカーが商品を事前に生産）」から「受注生産（小売業者の発注を受けてからの生産）」へ変更することで食品ロスを更に削減する活動。



「eco×ロジ」マーク



「eco×ロジ」マークは、日本気象協会が実施する「天気予報で物流を要する取組」へ賛同いただける企業・団体が「商品需要予測の情報を基に生産、配送、在庫管理等を行っている」企業であることの意味を表明するためのマークです。

一般財団法人日本気象協会・eco×ロジプロジェクト：<https://ecologi-jwa.jp/>

43

出展：消費者庁食品ロス削減関係参考資料（令和2年6月23日版）

(4) 外食事業者

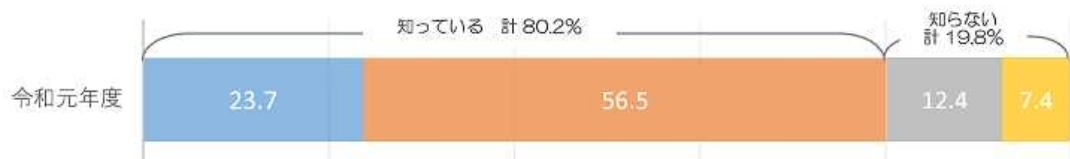
仕入れ段階での需要予測精度の向上や調理ロスの削減など、自らが積極的に食品ロス削減に取り組むとともに、宴会等の利用客に対する食べきりの呼びかけ（30・10運動の推進）や食事量の調節・選択が可能なメニューを導入するなど、利用客に対して食べ残しの削減を働きかけることとします。

また、食べ残した料理の持ち帰り希望者に対しては、持ち帰りは自己責任であることや食中毒等のリスク・取り扱い方法等、衛生上の注意事項を十分に説明するなど食中毒等を予防するための工夫をしたうえで、可能な限り持ち帰りに協力するよう努めることとします。

3 消費者団体、NPO等の役割と行動

消費者団体やNPOなどの民間団体は、これまで実践してきた食品ロス削減に関する活動で得られた知見やネットワーク等を活用し、県や市町村等と連携しながら、これらの取組を広く県民に普及啓発し、認知度を高め、取組を拡大していくように努めることとします。

食品ロス問題の認知度



出展：令和元年度消費者の意識に関する調査 消費者庁

4 行政の役割と行動

行政は、自ら率先して食品ロス削減に向けた取組を実践するとともに、県民や事業者、関係団体などの取組に対し、積極的に支援することとします。

(1) 県の役割

県は、全県的な食品ロス削減の運動を展開するため、推進体制を整備して、県民、事業者、関係団体等との連携強化を図るとともに、削減の気運醸成や積極的な普及啓発など各種施策を実施し、食品ロスの削減を推進します。また、県民や事業者、関係団体などの取組に対し、積極的に支援することとします。

(2) 市町村の役割

市町村は、国の基本方針及び本計画を踏まえ、当該市町村の域内における食品ロス等の削減に関する計画（食品ロス削減法第 13 条の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」）の策定に努めることとします。

また、地域住民等に対する食品ロスの削減に関する普及啓発や各種施策を実施するとともに、地域住民等の取組を積極的に支援することとします。

第5章 計画の推進

1 計画の目標設定

国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスの両方を 2000 年度比で 2030 年度までに半減させるという目標を設定しています。

本県においても、国と同様に、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスの両方を 2000 年度比で 2030 年度までに半減させることを目標とし、本計画の最終年度となる 2025 年度（R7 年度）の食品ロス量の目標を、家庭系食品ロス量 25,290t、事業系食品ロス量 22,115t とします。

○削減目標

	基準年度(H12) 2000 年度	現状値(R2) 2020 年度	計画目標値(R7) 2025 年度	目標値(R12) 2030 年度
家庭系食品ロス量	47,523 t	26,818 t	25,290 t	23,762 t
事業系食品ロス量	40,223 t	24,119 t	22,115 t	20,111 t
合計	87,746 t	50,937 t	47,405 t	43,873 t

また、市町村や事業者などの協力を得て、食品ロスや食品廃棄物の排出及び処理状況などを定期的に把握するとともに、食品ロスの削減に向けた取組が進むよう、下記の取組目標を設定し、進捗状況を把握していきます。

なお、目標の達成状況の検証結果などについては、広く情報提供するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じ、目標や施策の見直しなどを行うこととします。

○取組目標

目 標 名	定 義	現状値 R2 年度 (2020 年度)	目標値 R7 年度 (2025 年度)	目標値 R12 年度 (2030 年度)
食品ロス削減について学習した人の人数 (人)	環境教育アドバイザー及び食育人材バンク講師による講演や研修を受けている人の人数	2 4 4	5 0 0	7 5 0
九州食べきり協力店・応援店の登録店舗数 (店)	外食時の小盛メニューの提供や少量パックの食材販売等で食品ロス削減に協力する飲食店・食品小売店の数	5 2 9	5 8 0	6 3 0

2 計画の進行管理

県は、この計画に基づく施策を推進するため、「大分県食品ロス削減推進協議会」を中心に、消費者、事業者、関係団体及び市町村との意見交換、情報共有・発信を積極的に行うほか、県民各層から選出された「おおいたうつくし作戦県民会議」でも意見を求め、得られた意見や情報などを具体的な取組に反映させるなど、食品ロス削減施策の一層の充実を図りながら、この計画の進行管理を行うこととします。

＝参考資料＝

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015 年 9 月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
 - ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記
- ➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第 2 条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第 3 条～第 7 条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第 8 条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第 9 条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10 月）を設ける

基本方針等（第 11 条～第 13 条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第 14 条～第 19 条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第 20 条～第 25 条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

出展：消費者庁食品ロスの削減の推進に関する法律資料

◆用語解説◆

あ行

【エコフィード】

“環境にやさしい”(ecological)や“節約する”(economical)等を意味する“エコ”(eco)と“飼料”を意味する“フィード”(feed)を併せた造語。食品製造副産物(醤油粕や焼酎粕等、食品の製造過程で得られる副産物)や売れ残った食品(パンやお弁当等、食品として利用がされなかったもの)、調理残さ(野菜のカットくず等、調理の際に発生するもの)、農場残さ(規格外農産物等)を利用して製造された家畜用飼料。

【SDGs (エス・ディー・ジー・ズ)】

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための17のゴールと169のターゲットから構成される国際目標。経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指している。

さ行

【サーマルリサイクル】

廃棄物を焼却した際に発生する熱を、エネルギーとして回収し再利用すること。

【1/3ルール (サンブンノイチルール)】

賞味期間の1/3以内で小売店舗に納品する商慣例。賞味期間の1/3を超えて納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き先がないまま廃棄となる可能性が高い。

【30・10運動 (サンマルイチマルウンドウ)】

飲食店等での会食や宴会時に、乾杯(開始後)30分間と終了前10分間は、離席せずに食事を楽しむことで食べ残しをなくす取組。

【「消費期限」「賞味期限」】

いずれも未開封で定められた方法に従って保存した場合に、「消費期限」は、品質が劣化しやすく速やかに消費すべき食品で、腐敗や、変敗、その他品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。「賞味期限」は、品質の劣化が比較的緩やかな食品で、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。

は行

【フードドライブ】

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としているフードバンク等の福祉団体や施設等に寄付する活動。

【フードバンク】

賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者等による販売が困難となった食品やフードドライブ活動で集まった食品などの寄付を受けて、福祉施設や食べ物に困っている方々に無償で提供する取組。

◆食品ロス削減に関するお問い合わせ先◆

自治体名		所属	電話番号
県	大分県	生活環境部 うつくし作戦推進課	097-506-3124
市 町 村	大分市	環境部 ごみ減量推進課	097-537-5687
	別府市	生活環境部 環境課	0977-21-1134
	中津市	生活保健部 清掃課	0979-24-5374
	日田市	市民環境部 環境課	0973-22-8208
	佐伯市	市民生活部 清掃課	0972-22-3984
	臼杵市	環境課	0972-86-2706
	津久見市	環境保全課	0972-82-9513
	竹田市	市民課環境対策室	0974-63-4821
	豊後高田市	環境課	0978-25-6218
	杵築市	市民生活課	0978-62-1807
	宇佐市	市民生活部 生活環境課	0978-27-8133
	豊後大野市	環境衛生課	0974-22-1001
	由布市	環境課	097-582-1310
	国東市	環境衛生課	0978-72-9001
	姫島村	生活環境課	0978-87-2276
	日出町	生活環境課	0977-73-3128
九重町	保健福祉センター	0973-76-3838	
玖珠町	住民課	0973-72-1137	